1944年 第 1 卷第 9 期



新購入圖書雜誌一覽

月間

大

12

505。 626.2 月五年三十三國民

誌彙査調





山東省の小麥作柄順好…

華北小麥の埼牧一割五分……唯立職時食糧勢策華北成立食

自聯銀儲券交換展期載止

備備券價值維持工作**夕積極化** 塞北殿時利得**般槽征暫行辦**法 臺北殿時利得**般槽征暫行辦**法

政治、經濟要錄

會總業事作合北華

AUG 7 1945

事權 加强行政效率

政治

經濟要錄

省行政機構改革方案公佈

以往廳處局行文施政之紛鼓抵觸、遲緩之弊、當可免除、省以往廳處局行文施政之紛鼓抵觸、遲緩之弊、當可免除、省別件於政務建設等廳、辦理地方行政機構、經此次改革後、別件於政務建設等廳、辦理地方行政機構、經此次改革後、別件於政務建設等廳、辦理地方行政機構、經此次改革後、別件於政務建設等廳、辦理地方行政機構、經此次改革後、別件於政務建設等廳、辦理地方行政機構、經此次改革後、別件於政務建設等廳、辦理地方行政機構、經此次改革後、沿往廳處局行文施政之紛鼓抵觸、遲緩之弊、當可免除、省以往廳處局行文施政之紛鼓抵觸、遲緩之弊、當可免除、省以往廳處局行文施政之紛鼓抵觸、遲緩之弊、當可免除、省以往廳處局行文施政之紛鼓抵觸、遲緩之弊、當可免除、省可免除、省可稅於政務建設等廳、辦理地方行政機構、經此次改革後、

図行の地方行政機構改革決る 中央の監督権を强化中央の監督権を强化

地方行政機構の簡素化を宣現する。

地方行政機構の簡素化を企圖、さきに實施した機食部の實地方行政機構ので、これに先立ちまづ地方治安の確立、農業增産の要請に應へて直接これら施策に當る地方行政機構並に人事の割期的改革を斷行することしなり、既報政機構並に人事の割期的改革を斷行することしなり、既報及機構並に人事の割期的改革を斷行することしなり、既報及機構並に人事の割期的改革を斷行することしなり、既報及機構改革方案の通過をみたその要點は。
一、省政の權限を完全に省長に集中する。
一、省政の權限を完全に省長に集中する。
一、省政の權限を完全に省長に集中する。
一、省政の權限を完全に省長に集中する。

四、行政督察專員制度を調整擴大し縣政を糾察する。三、中央の監督權を强化する。

誌省行政機構改革方案於後:
長事權、亦因此得以完全集中、而發揮高度之行政效率、茲

一、省政府實行合署辦公

文、完全以省長之名義行之。甲、省之事務完全集中於省長、省對中央各部及對縣之行

合辦公、但亦不得延遲、以上甲乙二項之實施。 內、各廳處局辦公室應設法集合於省政府、即一畴不能集

二、省政府各處局之裁併

甲、裁撤經濟局、糧食局、將其事務歸併於建設廳。 乙、裁撤社會驅利局、宣傳處、衞生變、將其事務歸於政

內、裁併後政務廳及建設廳之分科規則、由省長另行核定

丁、其餘比較閑散之附屬機關、省長得斟酌情形、儘量裁

省行政機構改革案の大要次の通り。る結果、各省行政はいちぢるしく改善されることにならう

の四項にあり、この方針が今後蘇浙院淮四省に實施され

一、省政府合署辦法

1 省政府の事權は完全に省長の名義を以て行ふ。
及び對縣公文は、完全に省長の名義を以て行ふ。
をの廳・處・局長は、純粹に省長の幕僚となす、中央各部になける各司と同親して公文を發表するを得ず、廳處局もまねその主管縣局(
て公文を發表するを得ず、廳處局もまねその主管縣局(
て公文を發表するを得ず、廳處局もまねその主管縣局(
て公文を發表するを得ず、廳處局もまねその主管縣局(
のへば警務處對縣警察局)に對し公文を發するを得す、

2、 各廳・處・局の辦公室は方法を講じてこれを省政府に 2、 有項の實施を遅延するをことを得す。

廳・處・局の印信は省政府よりこれを回收す。

二、省政府各處局の廢合

2 社會福利局、宣傳處、衞生處を廢止し、その事務を政務廳に合併す。

3 政務廳及び建設廳に廢合されたる分科の規則は省長別

時一併調整。

三、中央對省行政之監督及指導

甲、省政府所辦事項、依法應經中央核定者、須逕咨主管

乙、省政府每半年之施政方針、連同收支概算、須於責施 二個月前(三十三年下半年度得於六月十五日前)呈送行政 院、由院交付各主管部會同審查後、提經行政院會議核定之 院、由院交付各主管部會同審查後、提經行政院會議核定之 院、由院交付各主管部會同審查後、提經行政院會議核定之 院、由院交付各主管部會同審查後、提經行政院會議核定之

丁、省庫收支情形、須於每三個月冊報於財政部、以備查

四、行政督察專員制度之調整

縣為原則。

乙、行政督察專員、不得兼任縣長。

丁、行政督察專員公署經費:由省庫支給之。丙、行政督察專員由中央直接任免之。

にこれを定む。

4 その他の比較的閑散なる附屬機關は、省長情形を斟酌

| 俟ち關係諸法令を同時に一括調整するものとす。 びその他の關係法令は暫時これを改修せず實施半年後を 附註、以上12兩項原則の實施に際し、省政府組織法及

1 省政府の所辦事項は、法により中央の審定を要するもの、中央の對省行政の監督及び指導

せしめ、行政院會議に提出して審定するものとす。 に行政院に呈送し、行政院より各主管部に交付して審査に行政院に呈送し、行政院より各主管部に交付して審査 省政府は毎半年の施政方針を收支概算とともに、實施

認むるとときは、法によりこれを糾正することを得。 と、翌月十五日迄に行政院に呈送し、行政院よりその主し、翌月十五日迄に行政院に呈送し、行政院よりその主

四、行政督察專員制度の調整

考に供するものとす。

省庫の收支狀況は三ヶ月毎に財政部に具報し、その査

(3

各項事業、其受省政府之特別委托者、不在此限。 成、行政督察專員承中央之命、視察地方行政、並承省政

己,省縣間行文、不經由行政督察專員、縣長對省有所呈報縣有所命令時須同時全報行政督察專員、其詳細辦法另定之或請示時、亦須同時呈報行政督察專員、某詳細辦法另定之縣有所金縣行政狀况及視察情形分別報告於省政府內政部及其他各主管部。

但以視察報告及筋查事件為限。辛、行政督察專員公署與內政部及其他各部、得直接行文

稽征 暫行辦法 电利得税

利得稅之義務。

利得稅之義務。

和得稅之義務。

關征收之。 第二條、戰時利得稅、由華北統稅總局督飭所屬各征收機

は、三縣乃至七縣を以て原則とす。 1 行政督察專員は普遍的にこれを設置し、一行政督察職

4 行政督察專員公署の經費は省庫よりこれを支給す。3 行政督察專員は中央より直接これを任免す。2 行政督察專員は縣長これを兼任することを得す。

行政督事察員は中央の命を承け、地方行政を視察し、察す、但し直接各項の事業を辦理することを得ず、省政府の特別の委託を受けたるものはこの限りにあらず。但し省より縣に命令するときは、須く同時に行政督察専員に通知し、縣長より省に報告又は指示を請ふきとは、長に通知し、縣長より省に報告又は指示を請ふきとは、また同時に行政督察事員にこれを通知するを要す、そのまた同時に行政督察事員にこれを通知するを要す、そのまた同時に行政督察事員にこれを通知するを要す、その非知解法は別にこれを定む。

6

7 行政督察專員は少くとも毎月一回各縣を巡視し、所轄8 行政督察專員公署と內政部及びその他の各主管部に報告するを要す。6 行政督察專員公署と內政部及びその他の各部とは直接に公文を發受することを得、但し視察、報告及筋査事件に限る。

者、 照章課稅、其所得額每年不滿一萬元者、 発予課稅。 一條,戰時利得之納稅義務者,每年所得額滿一萬元以上

時營利事業、在其每結算期間內之所得額滿一千元以上

第四條、戰時利得稅有主管徵收機關所决定之營利事業所 照章課稅、不滿一千元者、 発予課稅

得額為標準徵課之。 第五條、營利期間不滿一年或不能以一年度計算者、依該

業所得稅額百分之五十。 第六條、戰時利得稅之稅率爲納稅義務者本年應納營利事

結算期間內之所得額計算課稅

利事業所得額之報告表單及附帶文件寫審核標準。 第七條、戰時利得稅之申報即以納稅義務者申報第一類營

序繳納稅款於經收機關。 本辦法之規定者、依照稅率核定其戰時利得稅應納稅額 第一類營利事業所得稅額後、同時應即審查凡其利得額合於 前項稅額應由主管征收機關通知納稅義務者、 第八條、各統稅征收機關、於審核決定納稅義務者應納之 納稅義務者應於接到通知後、二十日內、依照程 一次繳納之

之義務者及有納稅義務者、 第十條、主管征收機關、 得施行質問或檢查其有關於營業 在征課上認爲有必要時、對納稅

(5

北 戰 時 利 得 稅

暫行辦 法 を公布

戦後は直に廢止する方針である。 年來實施してゐるものと同性質の戰時における特殊制度で 民生の安定を圖り財の平衡を得せしめる見地から廿二日職 特に發達を來し莫大な利益を學げつ」あるに反し或る一部 態と著しく異り或る一部の營利事業は戰争の影響を受けて 面所載)を公布即旧實施したが、この税收は日本が昭和十 時利得稅を創設、華北戰時利得稅稽徵暫行辦法(本紙第二 では非常な損失を招く畸形的現象を呈してゐる實情に鑑み 華北政務委員會では現戦時體制下、 華北の經濟市場が常

儲備券價値維持工作を積極

統制品の 奢侈稅引上げ等

浮動購買力吸收を計畫

を决定これまでの行き方から一歩進んだ極めて廣汎な面に かぬて日華關係當局で立案を進めてゐたが、このほど大綱 儲備券の價値維持をはかる通貨回收の新方策については

上之帳簿文件、或其他證件。

額時、不得列於開支。 第十一條、已經完納之戰時利得稅、在依章申報計算所得

施行調查、逕行决定其應納之戰時利得稅。 未經申報、或雖申報而經認爲不確實時、得由主管征收機關 第十二條、納稅義務者、如違反本辦此第七條之規定、而

即調查决定應否減免,通知原請求人遵辦,在朱經確定應否 征或減輕戰時利得稅、主管征收機關接受前項之請求時、 第十三條、納稅義務者,因災害或其他變故致營業受有顯 得申述事實及理由、請求主管征收機關予以免 應

征收機關重行調查。 在接受納稅通知之日起二十日內申具不服之理由、請求主管 第十四條、納稅主務者、對於所决定稅額、有不服時、得 減免以前、原請求人得緩納稅款。

第十五條、主管征收機關於接受前條之請求時、應行調查

經費查决定後納稅主務者、應即於接到通知後十日內依法

不服時、得於十日內申具不服理由、並附呈證明文件、請求 第十六條、納稅義務者、接受前條覆查决定通知後、仍有

考へられてゐるがこれに關して目下現地關係官が上京し中 の支俟に候つところ多く金條の活用や内地禁製品の資却が かれるはずである、また通貨回收用の特殊商品放出は本邦 なるべく大衆課税に傾かないやろ、先づ奢侈税に重點が置 けではなく、統税收入の増加をはかるとともに通貨回收の 意圖に出た措置である、同じく課税率の引上げに當つても 草配給價格の大巾値上げなども生産費の増加のみによるわ に限られることもちろで、すでに實施された一例として煙 外し、他の諸物價大勢に惡循環を齎さない度合ひと範圍內 見地から特に慎重な考慮が拂はれ第一次的生活必需品は除 上げはこの方策が狙ふ儲備券回收、したがつて物價安定の 貨が回收されることとなるが、統制品や公共事業料金の値 の値上げおよび敵産土地、建築物の活用などに要約され、 これによって生する剩余は大部分積立金とし、それだけ通 るもので、大別すれば課税率の引上げ、完全統制品の價格 來とられてきた貯蓄獎勵や單なる裏付物資放出のごとき方 引上げ、通貨吸收に適當な特殊商品の放出、公共事業料金 浮動購買力を最も效果的に吸取し、通貨膨脹を防がうとす 法だけに止まらず、さらに生活必需項目以外に向けられる 亘る計畫に基き具體化を急ぐこととなった。その骨子は從

主管征收機關再行審查。

利得稅。

第十八條、納稅義務者、對於前條之决定不服時、得提起

科以一千元以上五千元以下之罰鍰,其情節較重省,除科以件,或對質問不予解答,及爲虛僞解答者、主管征收機關得執行職務之行爲,或不呈驗帳簿文件、及呈驗僞造之帳簿文第二十條,對主管征收機關施行質問或調査時,有妨碍其

院依刑法之規定科處之。

院依刑法之規定科處之。

院依刑法之規定科處之。

院依刑法之規定科處之,其情節較重者除科以鍰罰外並得移送法者,主管征收機關,得照其逃避或企圖逃避之稅額科五倍以

罰鍰外、並得移送法院依刑法之規定科處之。

造文書及妨害公務罪從重科處之。 第二十二條,以詐欺或其他不正當行爲,代他人逃稅或企

書期的な通貨政策としてその成否は大いに注目される。分野に及びそれぞれの分擔に應じ日華協力のもつとも緊密な連絡を保つて基本方針の線に熈しつ、綜合的計畫性をもな連絡を保つて基本方針の線に熈しつ、綜合的計畫性をも やと交渉中である。しかしてこの新方策の對策は日華の各

聯銀券の交換延期

准 准海省における储備券、聯銀券の全面交換期限は、海 四月卅日までとなつてゐたが、同地區は頗る廣大省 であり奥地民衆は習慣になづみ、あるひは交通通信不便のたあ同期間内に交換を完了してゐないものがあるので、一般民衆の利益を保護するため全面交換の期日を延期することとなりこの旨三十日く國府財政部長談を以つて激表、また大使館でもこれに全面的に協力すると大使館當意表、また大使館でもこれに全面的に協力すると大使館當意表、また大使館でもこれに全面的に協力すると大使館當意表、また大使館でもこれに全面的に協力すると大使館當意表、また大使館でもこれに全面的に協力するととになつたもの。 治が、海州、宿縣、連雲港では六月一日、その他の地區で徐州、海州、宿縣、連雲港では九月三十日まで延期し、 經 治 政

第二十三條、納稅義務者,不依規定期限繳清稅款時,主

第二十四條、納稅義務者、於接受主管徵收機關得通知約知、對應繳稅罰各款仍不遵照繳納時、主管徵收機關得移送法院扣押其與欠繳相當之財產追繳之。 第二十五條、戰時利得稅之計算、調查、審核、納稅等程第二十五條、戰時利得稅之計算、調查、審核、納稅等程第二十四條、約稅義務者、於接受主管徵收機關得通知約與通

華北稅務委員會,呈請華北政務委員會隨時修正之。 第二十七條 本辦法自公布之日施行,如有未盡事宜得由 第二十七條 本辦法自公布之日施行,如有未盡事宜得由 第二十六條,凡在中華民國三十三年三月一日以後有依章

事結束、即行命令廢止之。第二十八條、戰時利得稅爲參戰期間之特行稅法,一俟戰萬二十八條、戰時利得稅爲參戰期間之特行稅法,一俟戰

國府積極强化統制機構

國府當局自實施戰時經濟政策、成立物資統制審議委員會準備組設物價管理對策委會

華北食糧公社 きのふ

委員會, 公平協定物價統一營運, 同時注目於緊急增加生物養供體平衡計、對於統制機構, 積極從事加强, 其各種與民生有關之主要物資統制流底調整, 現正與有關方面研究澈民生有關之主要物資統制流底調整, 現正與有關方面研究澈底調整, 現正與有關方面研究澈底, 自然是 医高素統制合置行全國物資統制任務以來, 已逾一载

平抑物價安定民生

當局擬定處理物價辦法

聯合協議會爲協力當局平抑物價、以期安定民生、前在銀行聯合協議會爲協力當局平抑物價、以期安定民生、前在銀行公會召集經濟懇談會經全體會員詳細研討結果、决定處理當聯於後:

處理當前華北物價辦法建議案

一、確立新物價辦法

現時施行之適當價格、多半皆係三十一年六月十日緊急物

大島永明◇首席顧問森岡阜

大会物たるためが華北に負荷せられた使命は愈よ重かつ大となりたることは牧言を要せず、しかして刻下の最大会物たる戦力物資増産を全うせんには食糧の増産確保大急物たる戦力物資増産を全うせんには食糧の増産確保大急物たる戦力物資増産を全うせんには食糧の増産確保大急物たる戦力物資増産を全うせんには食糧の増産確保たに特殊法人華北食糧公社をもつて華北政務委員會ではこれに鑑み舊來の機構を鋭意検討し、これを整備擴充、新れに鑑み舊來の機構を鋭意検討し、これを整備擴充、新たに特殊法人華北食糧公社をもつて華北政務委員會ではこれに鑑み舊來の機構を鋭意検討し、これを整備擴充、新たに特殊法人華北食糧の指揮を登高がかかる全華北の一大事業任遂行に邁進する景悟であるがかかる全華北の一大事業任遂行に邁進する景悟であるがかかる全華北の一大事業任遂行に邁進する景悟であるがかかる全華北の一大事業任遂行に邁進する最近にあるがから、この國家的大事業はかくしてはじめて順調に進行ある、この國家的大事業はかくしてはじめて順調に進行ある、この國家的大事業はかくしてはじめて順調に進行ある、この國家的大事業はかくしてはじめて東京というない。

役員决定

價格、結果徒使物資逃避或暗盤猖獗、茲擬具調整辦法如次 價對策施行後所規定事實上已不適用,倘政府仍欲維持該項

業公會核據各種商品現時之市價、並以食糧價格爲基準,分 別定一停止價格呈報主管機關施行之。 不動、即是平抑物價之最大成功、辦法可由主管機關責成各 2、停止價:現在物資缺乏物價高漲期間、能使物價停止 公定價:凡直接配給品、一律按照公定價格。

力進推の達塔

酌予增加、俾使商號得以維持。 使商人貴來貴賣、賤來賤賣、一方將過去官方規定之利潤、 生產起見、凡新生產及輸入或移入之物資、另訂一許可價格 3、許可價:停止價格訂定後、爲吸收匪區物資、並獎勵

之固定數量無法明瞭、致有游資欲投入生產業者徘徊不前, 生產之原料、多被統制、究竟某種原料可以配給、以及配給 隨時指導援助 應由各主管機關與有關團體成立一指導機關、以便通盤籌議 二、成立日用必需品增產指導機關:關於輕工業或手工業

三、管理經濟機關統一化:

解決以前、食糧小販應暫除外) 四、取締非商人之買賣行爲(包括小販,但食糧未能澈底

中央における食糧公社は中央に於ける特殊配給及び大都

方食糧公社より中央供出分として供出せられるものを買 市に於ける民需配給を主として行ひ、これが供出源は地

五、利用糧商資金、調整食糧問題:自去年政府嚴格管理

華北食糧公社設立の蕎養

民 生安定圖る

業の推進に資することとなった、この特殊機關たる華北食 糧公社は現行の食糧政策に變更を與へるものではなく、い 成しようとするものである。 ので相互合作と政治力を利用して收買、保有、配給などの しろこれを整備强化し中央と地方にそれぞれ設けられるも 組織させ以て食糧を確保し民生の安定を闘ると共に各種産 闘に調整を加へ農務總署の督勵下に官民合作の特殊法人を 關係極めて大なるものあり、こうにおいて華北政務委員會 業務を處理し華北における全般的食糧管理實施の目的を達 は今般新たに華北の食糧を管理するため既存の各種食糧機 みならず現下の緊急事たる資源開發並に増産に 戦時華北の食糧管理は各種施策の基礎たるの 地方別に運營

1、糧商資金流入歧途:統計華北各都市之樞商、約在八七千家、每家平均資金十萬元總計六七萬萬元自各地糧業停頓後、宣告敬業者有之、株守消耗者有之、另尋出路暗盤他額後、宣告敬業者有之、株守消耗者有之、另尋出路暗盤他

大影響。

入れるのである。資本金は営分の間一億関とし華北政務人れるのである。資本金は営分の間一億関とし華北政務中央食糧公社は華北全般的計畫に基き地方食糧公社に對中央食糧公社は華北全般的計畫に基き地方食糧公社に對し資金資材などを融通する。

地方食糧公社は各省及び京津、青島三特別市に設立されるが、この機構は各省市長に於てそれそれ地方の情况に基るが、この機構は各省市長の指示に從ひこれを保育し賣渡の收買を行ひこれを省市長の指示に從ひこれを保育し賣渡の收買を行ひこれを省市長の指示に從ひこれを保育し賣渡の投置化して精鋭少數主義による糧業公會を再編成してるるものと省市合作社聯合會とを主體とし、その他必要なるるものと省市合作社聯合會とを主體とし、その他必要なるるものと省市合作社聯合會とを主體とし、その他必要なる。團體をもつて組織する。

食糧公社暫行規程

栗、高粱其他華北政務委員會の定むる糧穀とす。 整し並に價格及配給の統制を行ふ目的を以て食糧公社を整し並に價格及配給の統制を行ふ目的を以て食糧公社を要しずに價格及配給の統制を行ふ目的を以て食糧公社を

增漲、此亦一重要原因所以為安定華北糧價物價計、必須促付, 一事除外)其他物品亦限制萘嚴、調華北糧價物價之逐漸較、餅乾、掛面等食品、源源而來、故在此期內華北糧價、較、餅乾、掛面等食品、源源而來、故在此期內華北糧價、較、餅乾、掛面等食品、源源而來、故在此期內華北糧價、較、餅乾、掛面等食品、源源而來、故在此期內華北糧價、稅保持安定狀態、近四五月來、華南對土地食品、禁止輸出(白薯除外) 其他物品亦限制萘嚴、調華北糧價物價之逐漸發漲、此亦一重要原因所以為安定華北糧價物價計、必須促

也、整備配給機構 也、整備配給機構

十、統籌各地之適正價格、各地物價之高低縣殊、可以影

此外並對非商人而有買賣行爲者、隨時報告檢學之。

第二條 食糧公社は法人として華北政務委員會之を監督するるることを得ず。

第三條 華北食糧公社は華北政務委員會の定むる處に依り第三條 華北食糧公社の主たる事務所は華北政務委員會の認可を受く必要の地に從所在地に置き華北政務委員會の認可を受く必要の地に從たる事務所を設置することを得。 たる事務所を設置することを得。 たる事務所を設置することを得。

半数を限り薬北政務委員會の出資と爲すことを得其他の半数を限り薬北政務委員會の出資と爲すことを得其他の出資を保 理事長は華北食糧公社に理事場一人、副理事長一人、理事第一人以內監事三人以內を置き華北政務委員會之を任命す第七條 理事長は華北食糧公社を代表し其の業務を總理す副理事長は理事長を補助し業務を分掌し又は之に参興す副理事長は理事長を補助し業務を対すし、理事長事故理事長就員のときは副理事長業務を代理す、監事は業務を監査するときは副理事長業務を代理す、監事は業務を監査するときは副理事長業務を代理す、監事は業務を監査するときは副理事長業務を代理す、監事は業務を監査するときは副理事長業務を代理す、監事は業務を監査するときは副理事長業務を代理す、監事は業務を監査するときは副理事長業務を代理す、監事は業務を監査することを得其他の

度、亦要華北各地有了整個之統籌辦法、以便維持各地物價自必使甲乙兩地物價、循環高漲、所以物價之統制、最低限資價格之高漲、再由甲地返運、如此甲乙兩地、往復流動、對策能使乙地某種物資大部流入甲地、 假使甲乙兩地缺乏適當學物資供求之平衡、 例如甲地某種物資其價格高於乙地、則

十一、設法將私人存貸引入市面私人出售存貨、向無發單十一、設法將私人存貸引入市面私人出售存貨、向無發單之務品、又不敢購買、因此私人存貨、率、整限期令其按照停止價格之若干成售與各本業之商店、2、應限期令其按照停止價格之若干成售與各本業之商店、2、應限期令其按照停止價格之若干成售與各本業之商店、2、應限期令其按照停止價格之若干成售與各本業之商店、2、以上兩點、須由政府布告施行。

主管機關核准施行之。

主管機關核准施行之。

主管機關核准施行之。

主管機關核准施行之。

物資種類繁多、全部統制難收效果、應採重點辦法、就生十三、關於日用必需品應按取點統制。

第八條 理事長、副理事長、理事の任期は二年とし監事の

第九條 華北食糧公社に顧問若干人を置き理事長之を委囑とを得。

第七線 華北政務委員會は華北食糧公社に對し主要糧穀及第十條 華北政務委員會は華北食糧公社は華北政務委員會の認可を得て中第十一條 華北食糧公社は華北政務委員會の認可を得て中第十一條 華北食糧公社は華北政務委員會の認可を得て中第十一條 華北政務委員會は華北食糧公社に對し主要糧穀及

金の十倍を超ゆるととを得す。程公社債券を發行するととを得但し其の總額は拂込出資第十二條華北食糧公社に華北政務委員會の認可を得て食

北政務委員會の認可を受くべし。 本立つることを得、前項の價格平衡資金の處分に付ては華 を圖る爲華北政務委員會の指示に從ひ價格平衡資金を積 を圖る爲華北政務委員會の指示に從ひ價格平衡資金を積 を圖る爲華北政務委員會の指示に從ひ價格平衡資金を積 を副る爲華北政務委員會の紹子。

十四、加强各商會及同業公會組織並作經濟統制觀念之唇產必需品中,擇要統制、由斯而迤較易成功。

义、爲平抑物價安定民生計運輸方面之增强與保障、自屬必於安定現在運輸車輛日見減少,而商運之貨、父時感被窃之於安定現在運輸車輛日見減少,而商運之貨、父時感被窃之

淮海省交換儲券聯銀

財政部决展期截止

自六月一日起禁止行使聯銀券

第十五條 華北食糧公社は每事業年度の終りに於て剩餘金金に對し年百分の五の割合に對する迄配當し同殘餘ある金に對し年百分の五の割合に對する迄配當し同殘餘あるときに限り華北政務委員會の出資金に對し配當すべし。上損失を來したるときは華北政務委員會は之を補塡する上損失を來したるときは華北政務委員會は之を補塡するに必要なる補助金を交付すべし。

後員際任又は事業の停止者は禁止を爲すことを得 を財産の狀况に關し報告を爲さしめ又は檢査を爲し其他 窓督上必要なる命令又は處分を爲すことを得。 監督上必要なる命令又は處分を爲すことを得。 の行為が本規程に基きて爲す處分者は定款に違反じ又は 公益を害し者は害する虞ありと認むるときは決議の取消 公益を害し者は害する虞ありと認むるときは決議の取消 公益を害し者は害する虞ありと認むるときは決議の取消

第廿條 華北食糧公社は華北政務委員會の命令に依り解散政務委員會の認可を受くべし。

第廿一條 省义は特別市食糧公社は省長又は特別市長の定

〔中央社南京卅日電〕淮海省境內通貨、自於上年十二月

之收支、一律以中儲券爲單位、不得再使用聯銀券。至其他 定於五月一日起,所有該省內中央及地方各機關營國管事業 自十月一日起、中國聯合準備銀行券、亦禁止使用、且更規 所有中國聯合準備銀 券、則一律禁止再在該市縣內使用。 展、規定(一)在該省內主要城市、如徐州市、海州、宿縣 政當局爲顧全人民利益計、乃將上項全面交換限期、酌予延 隅之區、人民恐尙紐於積習、不能如期實行交換。茲者、財 聯銀券即應禁止使用、惟以該省區轄境遼闊、幅員廣大、僻 爲良好、截次昨(卅日)止、已告交換期滿、原定期滿之後 **券百元對聯銀券十八元之基準。實施全面交換出來、情形頗** 金融機關之存款借款、及一般債權債務、亦須以十八元對一 連雲港、等四處、延展至本年五月卅一日止、自六月一日起 面交換期、開始實施全面交換、其交換比率、仍堅持以中儲 定自四月十日至四月卅日止、該省內爲中儲券與聯銀券之全 先於本年三月一日起、停止聯銀券在該有內之新發行、更規 財政當局為謀進一步完成該省境內之幣制統一工作起見、乃 (二) 其他淮海省內各地區、則延展至本年九月三十日止、 融、賴以穩定、物價得以平衡、即人民使用亦莫不稱便利、 併使用以來、迄已五月、成績異常良好、不獨該省內之金 起開始以中央儲備銀行券與原有之中國聯合準備銀行券

内と藍皮ナ。共に華北食糧公社に主要糧穀を賣渡し本規程第一條の目式のところに基き主要糧穀の買入及地方的配給をすると

市に置き其の名稱には所在する省叉は特別市の名稱を冠第廿二條 省叉は特別市食糧公社は省政府所在地叉は特別

することを得。
することを得。
第廿三條 省又は特別市と食糧公社の資本金は一千萬圓と

第廿四條 省又は特別市の食糧公社より出資するの一を限度とし省又は特別市より出資し得る外華北政務等廿四條 省又は特別市の食糧公社者の共産北政務

お出立案、第四案を改善互案の出資者の資金に関する制限を計五條。省又は特別市食糧公社に理事長一人、理事若干等計五條。省又は特別市食糧公社に理事長一人、理事若干等計五條。省又は特別市食糧公社に理事長一人、理事若干等計五條。省又は特別市食糧公社に理事長一人、理事若干等計五條。省又は特別市食糧公社に理事長一人、理事若干等計五條。

百元之比率、而改訂為中儲券、若逾期仍不遵照改正者、則

民生之夙旨,不計主管當局行政上之麻煩,斷然的予延展、蕃銀券之全面交換期酌予延展之舉、純爲願全人民之利益、蓋偏遠各地之人民、在事實上容有不能如期依限換竣之苦衷蓋偏遠各地之人民、在事實上容有不能如期依限換竣之苦衷

二)其他淮海省內各地區、延展至本年九月卅日止、並自士、地官為政府當局體恤民艱、關心民褒之明證也。故凡該省人民、均應仰體政府當局之苦心、其有尚末實施交換者、應於民、均應仰體政府當局之苦心、其有尚末實施交換者、應於民、均應仰體政府當局之苦心、其有尚末實施交換者、應於民、均應仰體政府當局之苦心、其有尚末實施交換者、應於民、均應仰體政府當局之苦心、其有尚末實施交換。因聯合準備銀行券全面交換。限期、被至本年四月卅日止、業民屆滿、上項交換事宣、本部迭據報稱、過去成績尚屬優良民屆滿、上項交換事宣、本部迭據報稱、過去成績尚屬優良民國滿、上項交換事宣、本部迭據報稱、過去成績尚屬優良民國滿、上項交換事宣、本部迭據報稱、過去成績尚屬優良民國滿、上項交換事宣、本部迭據報稱、過去成績尚屬優良民國滿、上項交換事宣、本部迭據報稱、過去成績尚屬優良民國滿、上項交換事宣、本部迭據報稱、過去成績尚屬優良民國滿、上項交換事宣、本部迭據報稱、過去成績尚屬優良民國滿、上項交換事宣、本部悉據報稱、過去成績尚屬優良民國滿一日起、實行禁止中國聯合準備銀行券之使用。(

七條 本規程は公布の日より之を施行す附 則

第廿九條 設立委員は定款を作成し華北政務委員會の認可第廿八條 華北政務委員會は設立委員を命じ華北食糧公社第廿八條 本規程は公布の日より之を施行す

を受くべし

第卅二條 前四條の規程は省叉は特別市食糧公社には之を

呈報及分行外、特此鄭重聲明。

《中央社南京三十日電》國府財政當局以淮海省市儲券與聯銀券之全面交換期間、至四月底已告屆滿、爲體恤商民起見、特决定延長其交換期間、至四月底已告屆滿、爲體恤商民起稅財間、於四月卅日屆滿、茲國民政府爲體恤商民計、决定在主要都市如徐州、海州、連雲、及宿縣等、將全面交換期間延長一月,其他各地域、則延長五月、期滿後上開各主要都市、於六月一日起、其他各地域、則延長五月、期滿後上開各主要都市、於六月一日起、其他各地域、則延長五月、期滿後上開各主要都市、於六月一日起、其他各地則於十月一日起禁止使用聯都市、於六月一日起、其他各地則於十月一日起禁止使用聯都市、於六月一日起、其他各地則於十月一日起禁止使用聯銀券

小麥の増收一割五分

華北民生への朗報

民の生産意識昻揚による作付面積の擴張などによるもので 昨年に比して各地とも著しい好成績を示し、作柄において 滑なる配給に對し萬全の方策を講じつつある」と言及、その 保に挺身したのに加へ、華北農業に决定的影響を持つ天候 施策と併行する各種の行政施策をも集中して增産態勢の確 前年比六%増、作付面積に於て同じく八%―九六〇六千官 强力對策が既に實施されつつあることを明かにしたが、果 より食糧の豊作は確實であり當局に於てはこれが確保と圓 および降水量の全華北的好條件に基く良作柄と、さらに農 北當局が昨年から農業增産重點縣を指定、華北新建設促進 斤(約九○萬競)の増收豫想が明らかにされた、これは華 畝の増加、豫想收穫高に於て同じく一五%―一七九萬千市 合調査研究所調査團の報告による本年度小麥收穫豫想高は 然先般全華北および淮海地區の各地を實地調査した華北綜 命全権公使は談話を發表「過般來の順調なる天佑的天候に 去る廿九日天長の佳節に當つて在北京日本大使館鹽澤特 前年より九十萬穂多い

予以協力。
予以協力。
予以協力。

南北自由匯兌商民一致感奮

中央社南京卅日電 關於促進南北間物資交流之圓滑問題、固有待於增加生產、暢通運送等等根本問題之速決、而題、固有待於增加生產、暢通運送等等根本問題之速決、而變,一切政治經濟均因之而形成隔閡、不期因而構成地域觀念、國府財政當局有鑒於此、乃對南北間之金融調節欠理之調節、亦為妨礙物資暢流之一大原因、蓋金融調節欠理之調節、亦為妨礙物資暢流之一大原因、蓋金融調節欠理之調節、亦為妨礙物資暢、一切政治經濟均因之而形成隔閡、不期因而構成地域觀念、國府財政當局有鑒於此、乃對南北間金融不能得有適當而合性進其更進一步之圓滑起見、斷然將南北間滙兌限制予以取井在週指定若干銀行專理中儲券與聯銀券兌換事宣、實施以井在週指定若干銀行專理中儲券與聯銀券兌換事宣、實施以井在週指定若干銀行專理中儲券與聯銀券及換事宣、實施以井在週指定若干銀行專理中儲券與聯銀券及換事宣、實施以井在週指定若干銀行專理中儲券與聯銀券及換事宣、實施以井在週指定若干銀行專理中儲券與聯銀券及換事宣、實施以井在週指定若干銀行專理中儲券與聯銀券及換事宣、實施以井在週指定若干銀行專理中儲券與聯銀券的表面,消息傳出、兩地商民經濟活動亦將愈益活潑矣。

て地下水の潤澤を呼び、また播種後においても各地を通じ Ill による同調査は二月十五日現在に於て河北、河南、山東、 决定的明朗色をもたらすと同時に『増産華北』の前途に 華北新建設の促進狀况を實數的に裏書きし華北民生の上に ら現在に至る間は常に適量の降雨がつづき本年度小麥增收 極めて順調なる越冬をみた、しかも今春發育期に入つてか 大量の降雪となり、しかもその間氣温は常に例年より高く はやや多量の降雨に恵まれ更に冬季に入って卅年來みない 天候良好で發芽および幼苗の生育に好影響を與へ十一月に かけての播種期前における例年に比類なき大降雨量によつ に决定的影響を與べる降水狀况は昨年八月下旬から九月に 作付意慾は全般的に著しい昻揚を見せてゐる上に黄土農法 昨年度の食糧不足と行政管理によつて農民の小麥に對する 大光明をあたへるにいたつた。華北綜合調査研究所調査團 に天佑的條件を與へたのである。 西の全華北地域と淮海地區にわたり行はれたものだが、

付歩合三穴・七バーセント、一二四、一六四千官畝に較べ五パーセント、約一三三、七七○千官畝に及び前年度の作五パーセント、約一三三、七七○千官畝に及び前年度の作五パーセント、 かった はちこれを作付狀况に於てみると華北

華北食糧公社昨日成立

全體理監事名單同時發表

> 率を更て省別で銀机すると。 六千官畝の増加(前年比八%増)となつてゐる、この増加六千官畝の増加(前年比八%増)となつてゐる、この増加て観制単直利にたいしては二・八パーセント、約九、六〇

氣温と降水に惠まれればなほ一層の好成績が豫想され華北 實に一五パーセント約一七九萬千市斤(約九〇萬吨)の増 前年度の約一、三四四萬千市斤(約六三二萬吨)に對して 收穫高約一、四二三萬千市斤(約七一二萬吨)と推定され 度なり六メーセントの増收が豫想される、以上の作付面積 年度の一〇〇市斤に對して本年度は一〇六市斤となり前年 も全般的に著しい好成績で本年度小麥平均畝當收穫量は前 建設の基底をなす食糧問題は當局の的確な行政施策と相ま パーセント、河南省一八パーセント、淮海地區四パーセント 收が豫想されるに至つた、これを更に省別に細別すると。 および作柄より華北淮海地區の本年度小麥豫想收穫高は總 率を更に省別に細別すると。 つてこうに自給自足の確固たる基盤を見んとしてゐる。 三收穫豫想 一次に作柄についてみると華北、淮海地區と 各増加となつてをり、これらの増收豫想高は更に今後の 河北省四〇パーセント、山東省ハパーセント、山西省五 河北省で前年度作付面積に比し二一%増、山東省九%増 河南省七%增、山西省、淮海地區が略同様となつてゐる

19)

名單錄後:

當前的最大急務

增產與安定民生

王蔭泰理事長致開會詞

六十年來の大豊作味報

保定地區 保定支局發、保定地區の小麥狀况は昨年秋の保定地區 保定支局發、保定地區の小麥狀况は昨年秋の保定地區 保定支局發、保定地區の小麥狀况は昨年秋の水の降雨調で發育頗る良好に推移。

増收は决定的と見られてゐる。 では作付段別の增加もあつて本年作に比し三、四割方の で、現在の狀況で推移すれば收 球に出穂を前にして四月中下旬にわたつて三、四回の降 殊に出穂を前にして四月中下旬にわたつて三、四回の降

石門地區 石門支社後、天佑的天候の順調にめぐまれていた。 年付面積は大體百四十萬畝の作滅であるが、收穫られる、作付面積は大體百四十萬畝の作滅であるが、收穫以定道管下本年度の小麥收穫豫想は約四割の増收確實とみ真定道管下本年度の小麥收穫豫想は約四割の増收確實とみ真にがある。

その後の氣候顧調と相まつて豊作が豫想されでゐる。最近商邱地區本年度の小麥收穫豫想は冬季における降雪および商邱地區 開封支社務、河南省小麥の三分の二を占める

已邁入實施階段

王委員長訓示期待殊殷

今日爲華北食糧公社創立會、本人對此意義重大之成立典

實」有最大之欣幸與期待。

實」有最大之欣幸與期待。

實」有最大之欣幸與期待。

實」有最大之欣幸與期待。

實」有最大之欣幸與期待。

實」有量大東亞戰爭發生以來、華北以兵站基地之使命、即努強。

其有最大之欣幸與期待。

實」有量大東亞戰爭發生以來、華北以兵站基地之使命、即努力於開發產業、安定民生等重要工作、其中更以確保食糧為方量。

其有量大之欣幸與期待。

對於食糧問題、均有相當之研究與經驗、更在王理事長指導作良好之機構、模密之條例、而成功與否了仍在人爲、諸君群力、始能收獲預期之效果、再者、古人云、爲政在人、雖輕、尤爲切要;必須上下一體;如臂運指、一德一心、群策擊、尤爲切要;必須上下一體;如臂運指、一德一心、群策擊、尤爲切要;必須上下一體;如臂運指、一德一心、群策擊、尤爲切要;必須上下一體;與造、運輸、以及辦理施之階段、諸如食糧之收納、保管、製造、運輸、以及辦理施之階段、諸如食糧之收納、保管、製造、運輸、以及辦理

昨年に比し二割前後の増收が見込まれてゐる。一部の旱魃氣味もあつたが過日の慈雨に惠まれて回復し、

果を示してゐる。

果を示してゐる。

果を示してゐる。

果を示してゐる。

果を示してゐる。

果を示してゐる。

果を示してゐる。

果を示してゐる。

果を示してゐる。

蟲旱害も消滅

一割増の豊作

山東省の小麥作柄順好

し前途は漸く樂觀されて來た、省政府增産局においては今一部の旱魃もその後數回に互る降雨によつて自然的に消滅一部の旱魃もその後數回に互る降雨によれば大體平年作に比べて二割以上の增收は確實と見込まれ憂慮された蚜蟲の發生や一部の旱魃もその後數回に互る降雨に惠まれ各地とも良好な發育がらの天候順調と適度の降雨に惠まれ各地とも良好な發育がらの天候順調と適度の降雨に惠まれ各地とも良好な發育がある。

祝其成功、而勤愼廉明、黽勉從事、更願與同社諸君勉之。 濟、本人於華北食糧公社成立之始、謹願以最大限度之協力 肩此銀鉅之任、必須以極强之決心毅力、勇往邁進、始克有 之下、相信必有良好之成績、總之、吾人處此艱鉅之時、更

期食糧問題

早獲解决 農署王督辦訓辭 由華北政務委員會明令公布後 快、公社組織要網賢暫行規程 以農務總署立場到會參加非常欣 今日爲華北公社創立會、鄙人

相信大家對於公社、公認爲現時最需要的一種機構、是絕無 會、積極籌備、所有制定等程、募集股款、均已組織就緒、

並派定設立委員、召開設立委員

弊的能力。在此官民合作之下、應如何同心戳力、促進業務 外不易之理、將來公社成立後、對於食糧問題、是先應有體 之推行、以期貨撤始終、無負政府與民衆期待之殷、這是大 大思精的計劃、臨事應有因時制宜的措置、事後應有補偏救 世界凡百事業、莫不有終始、必慎始方能圖終、是古今中

至食糧公社成立之旨趣、組織要網內已有極詳盡之說明,

家應當注意的

早魃の影響で部分的には昨年度に劣る地域もあるが作付面 年作に比し二割に近い増收と見られ一畝當り平均九十一斤 道別による作柄は大體次の如き狀態である。 の収穫量は遙かに昨年度實收量を超えるものと見られる各 積において昨年に比し約一割の増加を示してゐるので全省 の收穫と推定されてゐる、もつとも作柄においては蟲害や 査を進めてゐたが、その結果によると本年度は全省平均平 後の收買に備へ全省に亘り過般來作柄による收穫豫想の調

育極めて良好、一畝平均七十五斤程度の收穫を見込まれ 昨年に比べ二割强の増收豫想。

◇濟南道管内=旱魃、蚜蟲の被害は各縣とも皆無にして生

◇兗濟道管内=濟寧、滋陽、汶上、滕縣、寧陽、嶧縣の各 湾寧、滋陽の被害面積二割減を除く外大體順調に回復し 地に野蟲發生して前途を危まれたが四月末の降雨により るが平年作に落付見透し。 畝平均百斤の收穫豫想されており今後の情况如何によ

◇東臨道管内=昨年極めて不良であつた高唐、臨清などの 收を示してゐる、本管內で最も不良とされる禹城地方も 各縣が本年は量も良好で一畝につき九十乃至百斤程度の 收穫は動かぬところと見られ本年作に比し二割以上の増

可以服人、惟平可以和樂、是一定不可移的定理、這就可做可以服人、惟平可以和樂、是一定不可移的定理、這就可做於本答、民無榮色』、又說:『國無九年之著、日不足、無乾水答、民無榮色』、又說:『國無九年之著、日不足、無乾水答、民無榮色』、又說:『國無九年之著、日不足、無乾水答、民無從也』、可見食爲、共學可治學學等方式。如此持以公平,最少可以保管、運輸、加工、配給各事項、如能持以公平,最少可以保管、運輸、加工、配給各事項、如能持以公平,最少可以保管、運輸、加工、配給各事項、如能持以公平,最少可以保管、運輸、加工、配給各事項、如能持以公平,最少可以保管、運輸、加工、配給各事項、如能持以公平,最少可以服人、惟平可以和樂、是一定不可移的定理、這就可做到他人的諒解、捐除私見謂之公、執兩用中謂之平、惟公司以服人、惟平可以和樂、是一定不可移的定理、這就可做可以服人、惟平可以和樂、是一定不可移的定理、這就可做

署對於公社前途、實抱有無窮的希望。華北食糧問題早獲得圓滿解決、以適應決戰時之體制、本總華北食糧問題早獲得圓滿解決、以適應決戰時之體制、本總

公社辦事的方針。

理監事名

理事長王蔭泰

胡海星、戶川濱男。

立直ばれ結實の好轉により或程度の收穫向上を來すもの本事州道管内=本道管内は昨年に比べて良好ならず顧問になった。本域の各縣に早害を見、又極少部分ではあるが野蟲の發生せるところもあり目下一畝當り七十斤程度と推定されてゐるしかし今後において野蟲、早魃等の被害が野蟲の發生せるところもあり目下一畝當り七十斤程度と推定されてゐるしかした。

と見られてゐる。

想又泰安道は泰安縣内に野蟲殺生し多少の被害はあつた生を見たるも大なる被害なく平均八十四斤内外の收穫豫生を見たるも大なる被害なく平均八十四斤内外の收穫豫

のも見られる。

23

監事吳光弼、大島永明。

加强戰時食糧管理首席顧問森岡皋。

確立收買配給機構

華北食糧公社宗旨及規程

各出半數、除由政府保證向中國聯合準備銀行借用外、遇必殊法人、以謀確保食糧安定民生、藉資推進各種產業此種特殊法人、以謀確保食糧安定民生、藉資推進各種產業此種特別動理收買貯藏及配給等事務、以期達成實施華北食糧管理之目的、中央食糧公社主要辦理中央之特殊配給及大都市之之目的、中央食糧公社主要辦理中央之特殊配給及大都市之之目的、中央食糧公社主要辦理中央之特殊配給及大都市之之目的、中央食糧公社主要辦理中央之特殊配給基本企暫定為一億圓、華北政務委員會及民間團體出之數量養本金暫定為一億圓、華北政務委員會及民間團體出之數量養本金暫定為一億圓、華北政務委員會及民間團體出之數量養本金暫定為一億圓、華北政務委員會及民間團體出之數量養本金暫定為一億圓、華北政務委員會及民間團體出之數量

その後早魃氣味であつたが四月穀雨の候に連日の降雨に年」の天佑に惠まれて極めで順調な冬魃えをみたこと、

るため坪刈による試驗を行ふべく目下準備を進めてゐるなほ省政府において豫想收穫量と實收穫高の的確を期するものと豫測。

が他の地域が良好なので平年作或はそれ以上を維持出來

一割增收一千二百餘萬名

少數望義重新改編者)及省市合作聯合會為主體、聯合其他由各省市長斟酌地方情况、仿照中央食糧公社各自組成、惟由各省市長斟酌地方情况、仿照中央食糧公社各自組成、惟由各省市長斟酌地方情况、仿照中央食糧公社各自組成、惟由各省市長斟酌地方情况、仿照中央食糧公社各自組成、惟由各省市長斟酌地方情况、仿照中央食糧公社各自組成、惟由各省市長斟酌地方食糧公司。

貪糧公社暫行規程

必要團體組成之。

に齎されてゐる各地の概况次の通り。

會限定之糧穀。衛一條、華北政務委員會為調整主要食糧及其經華北政務委員種類、爲小麥、玉蜀黍、穀子、高粱及其他經華北政務委員會限定之糧穀。

社不得使食糧公社或其他與此類似之名稱。 帶二條、食糧公社爲法人、由華北政務委員會監督之。食.

及其製品之買入賣出貯藏加工保管配給等業務、應秉承華北第三條、華北食糧公社據本規程第一規定、辦理主要食糧

なつてゐるので一割增産確保の朗報は各地から彼々建設魔術員と協力、これが害蟲驅除などに戰る農家を指導大量とれに對し建設廳で增産戰に最後の勝利を目さして縣政府を作に對し建設廳で增産戰に最後の勝利を目さして縣政府を作に對し建設廳で增産戰に最後の勝利を目さして縣政府を作に對し建設廳で增產戰に最後の勝利を目さして縣政府を作に對し建設廠で増產戰に最後後の勝利を目さして縣政府を作べてある。 「具舞はれ生氣を取もどし良好な作柄となつたこと。

保州地區 三月二十日ごろ西北地帯の砀山、蕭縣及び宿縣の一部にアブラ蟲が發生したが、早期發見とデリスその他の樂劑散布が功を奏してその被害は僅少作柄も良く最低他の樂劑散布が功を奏してその被害は僅少作柄も良く最低。
「割増収の見込みである。
こ割増収の見込みである。

沛縣四十二萬八千六百三十一市畝、亳縣十四萬二千二百萬四千八百三十市畝、宿縣五十六萬九千八百七十五市畝、萬四千八百三十市畝、宿縣五十六萬九千八百七十五市畝、豐縣六十

(25)

政務委員會之意旨。

在地、於經華北政務委員會許可時並得於其他必要地點設置 第四條、華北食糧公社之總事務所設於華北政務委員會所

萬股、每股金額爲國幣一萬元鏊。

第六條、前項資本金中以半數爲限、得由華北政務委員會

出資、其餘出資人之資格依章程規定之。

第七條、理事長代表華北食糧公社並總理社務、副理事長事八人以內、監事三人以內、均由華北政務委員會任命之。第六條、華北食糧公社設理事長一人、副理事長一人、理

及理事輔助理事長、分掌或參與社務。

理事長缺額時、由副理事長執行社務。理事長有事故時由

副理事長代行社務。

第八條、理事長副理事長理事之任期均爲二年、監事之任監事監察社務。

第九條、華北食糧公社設顧問若干人、由理事長聘任之、

期爲一年。

食糧及其製品在配給上之必要業務、關於其他業務、並得發棄十條、華北政務委員會對華北食糧公社得命其辦理主要顧問傭理事長之諮詢、並得陳述意見。

山縣の作付意欲は物凄く實に省第一となつてゐる。七十二市畝、徐州市一萬八千五百二十市畝でとのうち銅

市品だ。 ・ 一部地區 教育中の教育で山東省寄りの邳縣次いで雕字中部地區 教育中の教育で山東省寄りの邳縣次いで雕字 での格額均産が豫想され昨年度に比して約六割増とみられ とれは三年譲きの豊作だと言はれる、一時三四千元を突破 した綿布類は儲儲券進出伴奏でこのため四割方の下落を示 した綿布類は儲儲券進出伴奏でこのため四割方の下落を示 での格額均産が豫想され昨年度に比して約六割増とみられ に、一時三四千元を突破 した綿布類は儲儲券進出伴奏でこのため四割方の下落を示 での格額均産が豫想され昨年度に比して約六割増とみられ に、これは三年譲きの豊作だと言はれる、一時三四千元を突破 した綿布類は儲儲券進出件表でこのため四割方の下落を示 した綿布類は儲儲券進出件表でこのため四割方の下落を示

作付面積は爨壁縣(八七三九・五〇)淮字縣(四五〇・八八〇九)宿遷縣(六七九・九五〇)睢寧縣(四五〇・八八〇九)宿遷縣(四四五・二六五)泗陽縣(三三四・〇〇) 邳縣(二四八・三七・四)泗縣(一三五・〇〇〇) 孫縣 (二四八・三七・四)泗縣(一三五・〇〇〇) 孫縣 (四四人・三七・四)泗縣(一三五・〇〇〇) 孫縣 (四五〇・八一一) 淮安縣(七二一・年) 海安縣(七二一・年) 北安縣(七二一・年) (1) 本安縣(七二一・年) (1) 本安縣(七二一・東方面) (1) 本安縣(七二一・年) (1) 本安縣(七二一・年) (1) 本安縣(七二一・

連水(三六〇・〇〇〇) 液雲縣(三四三・二〇五)阜寧・冰陽縣(一、三八〇・五〇〇)東海縣(四九八・二二〇)・収は確實作付面積は。

縣 (二七〇・〇〇〇) 験楡縣 (四八・二四二)

をみたが大した影響もない今後の天候如何で最低四%の増

第十一條、華北食糧公社得呈准華北政務委員會。向中國聯合準備銀行借入資金、但其總額不得超過已繳資本金之五聯合連備銀行借入資金、但其總額不得超過已繳資本金之五

公社债券、但其總額不得超過已繳資本金之十倍。

本利由華北政務委員會保證之。

價格資金之處分方法,應呈准華北政務委員會。
得依華北政務委員會之指示,提存平衡價格之資金前項平衡

(宋章程之規定處分之。 第十五條、華北食糧公社每屆營業年度終有剩餘金時、應

前項金額之分配、須勤於華北政務委員會以外之出资額先生利百分之五、有贏餘時始能分配於華北政務委員會以外之出资額先出資額。

失時、華北政務委員會應給予必要補助金以塡補之。第十六條、華北食糧公社因經費不足或事業經營上發生損

小麥收買に重點縣

農村の實態に即應、集荷へ萬全華北の小麥は喜ばしい増收を豫想されてゐるが來るべき整別がこれに伴はなくては何にもならない、增産から責任供出か完全に果される為には農村分會を組織化し食糧供出物完全に果される為には農村分會を組織化し食糧供出機出を促進させ收買工作の不正行為を開始してゐる、即ち民衆組織を強化し、政府の施策に順應して農民をして自ち民衆組織を強化し、政府の施策に順應して農民をして自ち民衆組織を強化し、政府の施策に順應して農民をして自ち民衆組織を強化し、政府の施策に順應して農民をして自せんといふのであるが重監縣ならびにその實施要綱はつぎせんといふのであるが重監縣ならびにその實施要綱はつぎせんといふのであるが重監縣ならびにその實施要綱はつぎ

◇重點無= (山西省) 徐溝、平遙、聞喜、長治の四縣 (山東省) 継、高密、専陽、泰安の四縣 (河南省) 商邱、専東省) 継、高密、専陽、泰安の四縣 (河南省) 商邱、専

宮内に食糧供出班を結成する。
六月の新麥出廻り期を前にして、以上の重點縣の農村分

◇實施要綱=▼分会管内の各村に於ける各種農産物の栽培

於業務及財產狀况之報告及檢查社務、於必要時並得頒發其

第十七條、華北政務委員會得命令華北食糧公社、提出關

他監督上之必要命令、或加以處分。

職務、及停止或禁止其社務。 與危害公益、或有危害公益之虞時、得撤銷其議决、開除其 **職員之行為違反本規程、或基於本規程之處分、或違反章程** 第十八條,華北政務委員會認為華北食糧公社之議决案或

委員會之許可。 第十九條、華北食糧公社擬變更章程時、應呈請華北政務

第二十條、華北食糧公社得以華北政務委員會之命令解散

食糧公社出售主要食粮、以期達成本規程第一條所定目的 命令辦理主要食糧之買入,及地方食糧之配給、並應向華北 地之省名或特別市市名。 地、或特別市、並應冠以所在地、或特別市、並應冠以所在 第二十一條、省或特別市食糧公社簻照省長或特別市長之 第二十二條、省或特別市食粮公社之社址設於省政府所在

但經省長或特別市長之核准時得增減之。 第二十三條、省或特別市食糧公社之資本金爲一千萬元、

相三分之一爲限、由省或特別市政府出資外、並得以三分之 一呈准華北政務委員會由華北食糧公社出資 第二十四條、省或特別市食糧公社之資本金、除得以其總

▼生産數量と消費量に基き合理的收買數量を決定。

面積、豫想收穫量、人口數、消費量、可能供出量を調査

期限迄に共同的に供出させること。

▼供出すべき數量を合理的に各農民に割合すること。

なく渡すものである。 ▼供出した食糧の代價及び見返り物資を農民の手に洩れ

はつぎのように現地報告から得た感想を語つた。 公定價格による收買は絕對必要である、これを實行する。 め殉職した新民戦士のあることを認識していたゞき、と なほ現在の治安情况では敵側の妨害工作による犠牲のた 調査は終了したので、收買の結果を期待してゐる次第だ 掃することが最も早道であり、今生は取敢えず重點縣の 原勢参事談右につき新民會中央總會組織處の原勢参事 ~に關係業者は嚴肅に小麥收買に挺身していただきたい には如何にして公平な割當供出量を定め、中間搾取を一

配給一元的統制機關

十二日南京に於て棉花統制委員會、棉業管理處の聯席會 棉統會の改組動向刮目

第二十五條、第四條後段第五條關於出資人資格之限制及予人、監事二人、及顧問若干人、由省長或特別市市長任命之。

17

十條之規定、於各省或特別市食糧公社準用之。

第二十八條, 華北政務委員會應任命設立委員使其處理關 第二十八條, 華北政務委員會應任命設立委員使其處理關

准。第二十九條、設立委員應作成章程呈請華北政務委員會核

外之殘餘出資額募集出資人。

會終結後、設立委員應立將其事務移交華北食糧公耐理事長出資額、第一次出資額繳納後、應立即招集出資人總會前項總設立委員於前項審查完竣後、應立使出資人繳納、第一次設立委員於前項審查完竣後、應立使出資人繳納、第一次

あるとみられてゐる。

選の情勢にある現在、大なる變改に當面するのは必至で 選の情勢にある現在、大なる變改に當面するのは必至で 選の情勢にある現在、大なる變改に當面するのは必至で 選の情勢にある現在、大なる變改に當面するのは必至で がののよとなるが、これも移動制限の撤廢乃至緩和が不可 が會にその接收方を指令するといつた順序を經で、實現 をなるが、この棉管處の解消を結り、今後の商統會及び棉統 をなるが、この棉管處の解消を結り、今後の商統會及び棉統 をなるが、この棉管處の解消を結り、今後の商統會及び棉統 をなるが、この棉管處の解消を記として をのは商統會自身であり、行政院がこの申請をいれ、棉 をのは商統會自身であり、行政院がこの申請をいれ、棉 をのは商統會自身であり、行政院がこの申請をいれ、棉 をのは商統會自身であり、行政院がこの申請をいれ、棉 をのは商統會自身であり、行政院がこの申請をいれ、棉 をのは商統會自身であり、行政院がこの申請をいれ、棉 をのは商統會自身であり、行政院がこの申請をいれ、棉 をなるが、これも移動制限の撤廢乃至緩和が不可 となるが、これも移動制限の撤廢乃至緩和が不可 となるが、これも移動制限の撤廢乃至緩和が不可 となるが、これも移動制限の撤廢乃至緩和が不可 の一歩手前まで來たものであつてこの實現の結果、商統 の一歩手前まで來たものであつてこの實現の結果、商統 の一歩手前まで來たものであつてこの實現の結果、商統 の一歩手前まで來たものであつてこの實現の結果、商統 の一歩手前まで來たものであつてこの實現の結果、商統 の一歩手前まで來たものであつてこの實現の結果、商統 の一歩手前まで來たものであつてこの實現の結果、商統

でである。 他の改組方式により新出發するかは一般から注視されると物資統制に關し企畫委員會的形態に改組されるか、或は別の改組方式により新出發するかは一般から注視されるある通り

29)

務所所在地辦理設立登記。

理事長接受前項事務後、理事長理事及監事全員應於總事

第三十二條、前四條之規定、於省及特別市食糧公社準用華北食糧公社許其為設立登記時成立之。

就任事業總會理事長政委會聘請湯蘇銘

華北合作事業總會理事長王蔭泰氏、以本身策任政委會總 整大會四十五次常會通過聘請前湖南督軍湯鄉銘氏機其後任、 委會四十五次常會通過聘請前湖南督軍湯鄉銘氏機其後任、 一人致臨別訓詞、對湯氏備致推崇、嗣由湯氏致訓詞、略謂 同人致臨別訓詞、對湯氏備致推崇、嗣由湯氏致訓詞、略謂 同人致臨別訓詞、對湯氏備致推崇、嗣由湯氏致訓詞、略謂 同人致臨別訓詞、對湯氏備致推崇、嗣由湯氏致訓詞、略謂 同人致臨別訓詞、對湯氏備致推崇、嗣由湯氏致訓詞、略謂 同人致臨別訓詞、對湯氏備致推崇、嗣由湯氏致訓詞、略謂 同人致臨別訓詞、對湯氏備致推崇、嗣由湯氏致訓詞、略謂 同人致臨別訓詞、對湯氏備致推崇、新田湯氏致訓詞、略謂 同人致臨別訓詞、對湯氏備致推崇、一人當機王前理事長、機續 整本過去輔助王前理事長之精神、加倍努力以改善民生、發展 基業、實獻戰爭、本人實深期待云云。典禮舉行終了即接見 是業、實獻戰爭、本人實深期待云云。典禮舉行終了即接見

二、棉統會は棉管處統合により棉業統制委員會として再出層計科等の複雜なる內部機構を持つてをり、棉統會がこの計科等の複雜なる內部機構を持つてをり、棉統會がこれを如何に整理するかが問題である。

会後の問題となるものと言へよう。 一期の工作をすでに完了した現在、その機構は當然縮小 等一期の工作をすでに完了した現在、その機構は當然縮小 さるべきものとされ、これを棉統會が如何に處置するかが さるべきものとされ、これを棉統會が如何に處置するかが さるべきものとされ、これを棉統會が如何に處置するかが なるべきものとされ、これを棉統會が如何に處置するかが なるべきものとされ、これを棉統會が如何に處置するかが

本年の硫安配給を改善

合作社から農民へ

中支における本年度の硫安配給方法については關係當局一噸三萬元に引上げ囤積を防止

心,湖北嶄水縣人、福建船政學堂卒業後留學 按新任華北合作事業總會理事長湯鄉銷氏字住

任湖北省長、不久退職、今番榮任新職、對今後華北合作事 東代民政長、繼授靖武將軍、督理湖南軍務、後授信威將軍 法國海軍兵學校、民國成立曾任海軍次長、民二任湖南督軍

湯氏談話

業將有嶄新之壁劃云。

記者昨趨訪湯氏、據談: 我國以農立國,人口約五分之四

民生活、以期實現農業增產、貢獻於大東亞戰爭、今後維有 積極方面、固然要開發農村經濟、在消極方面、凡是妨碍復 實事求是,以完成率北合作事業之使命云云。 興農村的不良環境、均應加以改善,增進農民福利、改善農 農村經濟、改善農業、總力達成增產、就是合作社的使命、 是農民、國民經濟的基礎、當然要在農村上建設、所以復興

一北合作事業總會 事業局長

鐸、自榮轉北京市政府經濟局 對策局局長兼事業局局長邢振 首任局長後,該會慎重權衡結 華北合作事業總會、前增產

> て最高八割、平均約五割の増收が可能であるが、従來硫安の 水稻の植付期を控へて目下輸送準備が急がれてゐる。稻作 統を明確化し、この間における不正行為や農民の轉賣も併 ると」もに工場から合作社へ、合作社から農民へと配給系 今年度は農民への配給價格をトン當り三萬元に大巾引上げ く實際に肥料として用ゐられた數量は配給總量に比し僅か 給を受けた農民もこれを投機業者に轉賣する傾向が著るし 奥地閣相場が公定價格の數倍に上廻つてをり、したがつて に當つて硫安肥料を使用すれば全く使用しない場合に較べ すべて各地合作社を通じ農村へ直接供給すること」なり、 と生産業者の協議の結果、横流しや回積を防止するため、 な割合に過ぎなかったといふ不合理な質情であったので、 農民の手に渡るべき配給品が中間で回積されたり、また配

なほ價格引上げによつて生する刺除は留保金として積立 て適切な用途に向けられるはずである。

せて防遏するとになったものである。

(31)

對策之增產對策局局長遺缺之後任人選尚未決定。

果、事業局局長職、由該會總務局長袁士職兼任、至於增產

由袁士驤兼任

五月一日 一月間大事記

五月徹底強化經濟體制、 八日本日爲青年節、全國 各地擴大慶祝强化防 京市經濟局成立

> 十二日國府冀高國防會議通 國府遊應決戰體制將 京市學行防空訓練 空鐵壁閘行決戰生活 簡素地方行政機構

二十日 華北政委會今起擊行 定今日開始實施 構改革方案 咨詢會議

十五日 十七日 內政部擬定省行政機 華中緩和航運統制決

二十八日 紀念日本海軍節京市 學行紀念儀式

三十一日 華北第四屆教育行政 三十日 新任代理河南省長邵 文凱氏就職親事

會議明起在京學行

五月份新購入圖書雜誌一覽

過增加郵費二成

經濟毎日	東洋經濟新報	大陸東洋經濟	中國經濟旬報	農業金融論	中國社會經濟結構	中國國民經濟槪況	中國經濟問題研究	中國經濟研究	社會問題辞典	新購入圖書雜誌名
,	,	,,	五月二十日	,	"	"	,	五月十七日	五月三日	講入月日
		•	大木喜仲	侯厚培	朱 其 華 ,	何漢文	殿 蒙 峯	任贈	陳綬芸	著譯著
毎日新聞社	,	東洋經濟新報社	中國經濟問題研究所	商務印書館	新生命書局	神州國光社	新生命書局	中國問題研究會	民智書局	出版
十九年五月十五日	十九年五月二十日	九年五月十	三十三年五月1日	二十五年三 月	二十年五月十日					出版年月日

民國三十三年 五月二十日 發行 民國三十三年五月 十 日

北京市內二區舊刑部街二十六號 坂 口 俊北京西城石雕馬大街甲九十號 北京西城石雕馬大街甲九十號 華北合作事業總會調査科 華北新報印刷局 明

行所

北京市東二區舊刑部街二十六號

1941.8-一个大 不, 多期人